

年に1度の定例業務

(1)労働保険の年度更新(6/1(木)~7/10(月))

◎年度更新申告書

「確定保険料算定内訳」欄には、確定保険料算定基礎賃金集計表の「令和4年度確定保険料算定内訳」で算出した額を転記してください。

新たに③「期間別確定保険料算定内訳」を設けました。確定保険料算定基礎賃金集計表の「令和4年度確定保険料算定内訳」欄で算出した額を転記してください。



令和4年度は
前期(令和4年4月1日~令和4年9月30日)
後期(令和4年10月1日~令和5年3月31日)
に分けて算出します。



(2)社会保険の定時決定(7/1(土)~7/10(月))

お忘れのないよう、お早めに！

<事務所より>

この時期、さまざまな「総会」が行われています。社会保険労務士、行政書士も支部単位や県単位で行われており、私も可能な限り参加させていただいております。みなさまの業界ではいかがですか？今回辺りから親睦会が復活したところも多いと思います。久しぶりなので、飲み過ぎにはご注意ください。6月の年金相談日は「1、8、15、20、22、27、29日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所